

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	定額減税調整給付金室
委 託 業 務 名	令和 7 年度定額減税調整給付金（不足額給付）支給業務
委託業務場所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	令和 6 年度に実施した当初調整給付の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推定額）を用いて算定したことなどにより、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方への給付金の支給事務を実施するもの。 ・令和 7 年度定額減税調整給付金（不足額給付）支給業務にかかるデータ抽出、書類送付、受付、審査、システム入力、問い合わせ対応（コールセンター）その他の事務
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	6 6 , 8 6 0 , 4 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市北区大深町 4 - 2 0 グランフロント大阪タワー A 1 4 階 〔名 称〕 アデコ株式会社 OSセールス西日本支社
契約相手方の選 定 理 由	定額減税調整給付金は、2 か年（令和 6 年度及び令和 7 年度）で完結する給付金であり、令和 7 年度定額減税調整給付金（不足額給付）支給業務は、令和 6 年度の当初の調整給付金との差額給付を行う業務であるが、対象者の世帯状況や課税状況等の要件によりその対象者や給付金額が異なり、その給付に当たっては、非常に複雑な事務作業及び問い合わせ対応が求められる業務である。 特に、市民からの問い合わせには高い専門的知識に加えて、迅速かつ的確な応対が求められるもので、その応対には当初の調整給付金に係る問い合わせや情報に限らず、現在福祉部で実施している物価高騰対策緊急支援給付金に係る問い合わせ等も含まれるものである。 選定業者は、令和 6 年度の調整給付金支給業務及び現在福祉部で実施している緊急支援給付金支給業務に係る委託先業者であり、これら本市の給付金業務に係る実績に加えて、市民からの問い合わせ等に対して給付金全体を一括して迅速かつ的確な対応が可能な業者であることから、同業者を選定するもの。

様式第 2 号（第 2 条関係）

根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	---

- （注意）
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。